一　解除に係る保安林の所在場所　高知県安芸市畑山字芝居乙一〇七一の七・乙一〇七一の四三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、乙一〇七一の四五、乙一〇七一の四六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を高知県庁及び安芸市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十月二十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県高岡郡檮原町大向一八六の二、一八九の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を高知県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十月二十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県日田市大字高瀬字手崎ノ上六九七九の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十月二十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道足寄郡陸別町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び陸別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十月二十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道美唄市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び美唄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十月二十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道稚内市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　風害の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び稚内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十月二十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道北斗市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び北斗市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十月二十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道上川郡新得町字屈足七八四の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び新得町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十月二十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　福井県大野市熊河一三字中岳一の九一から一の九五まで・一の九七から一の九九まで・一の一〇二から一の一一二まで（以上十九筆国有林）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千三百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十月二十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県吾妻郡東吾妻町大字岡崎字柏原九の二・一〇の二・一九の二・一九の四・二〇の七・二〇の八・三三の一二・二三三の二・二四九の二（以上九筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千三百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十月二十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県渋川市川島字南山崎一九四六の六・一九五一の二（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千三百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十月二十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市平和町七丁目五七の二・五八の二・六四の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三九の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十月二十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県いわき市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　潮害の防備

三　解除の理由　海岸保全施設用地とするため

（一）　解除に係る保安林の所在場所　福島県いわき市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

（二）　保安林として指定された目的　潮害の防備

（三）　解除の理由　海岸保全施設用地とするため

（一）　解除に係る保安林の所在場所　福島県いわき市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

（二）　保安林として指定された目的　公衆の保健

（三）　解除の理由　海岸保全施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十月二十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県曽於市大隅町中之内字不動平一一九三の一五・一一九八の三四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一一九八の三三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び曽於市役所に備え置いて縦覧に供する。）